

## 第5章 整備基本計画

### 5-1 古麓城跡

#### (1) 整備方針

古麓城跡の整備方針を以下の表に示す。

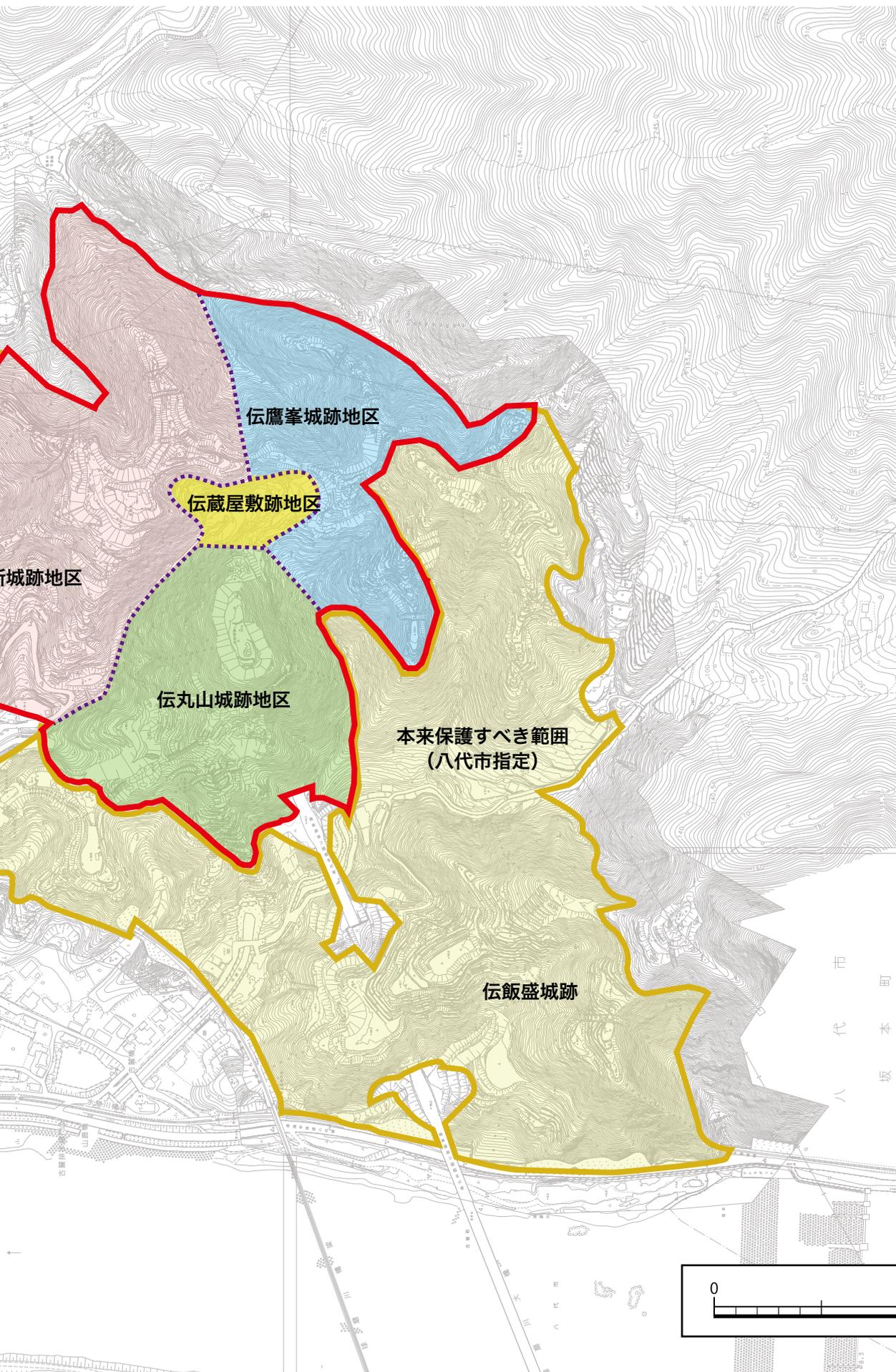
古麓城跡の指定地には、堀切、竪堀、曲輪、土塁、土橋等、地形を利用して構築された中世山城の土造りの遺構が残されている。そのため、土造りの遺構の保存を最優先としつつ、中世山城の魅力を存分に活かし、わかりやすく伝えるための整備を行う。

Table.08 古麓城跡の整備方針

整備項目	整備方針
遺構保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>堀切、竪堀、曲輪、土塁、土橋等の遺構の保護を図るため、主要な遺構及び周辺を真土等を用いて盛土し、芝張等を行う。</li> <li>遺構周辺の樹木について危険木は伐採し、その他は剪定を行う。特に、伝丸山城跡の四重堀切及び伝新城跡の二重堀切周辺等、遺構自体に繁茂している樹木の伐採等を進める。</li> <li>確認調査や文献資料調査を継続し、登城路や接続路を確認し、より詳細に縄張を確定する。</li> <li>遺構の説明板を設置する。</li> </ul>
動線（遊歩道）	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の遊歩道を活用し、古麓城跡内を散策できるように改修・整備を進める。</li> <li>伝新城跡北側に所在する堀切に架かる2箇所の橋について、欄干の改修を行う。</li> </ul>
修景及び植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝新城跡に所在する既存の展望所を活用し、古麓城跡を中心に麦島城跡及び八代城跡、平山瓦窯跡を一望できる視点場（ビューポイント）を設定し、整備する。</li> <li>伝新城跡の眺望を確保するため、視点場周辺及び堀切周辺の樹木の伐採及び剪定植栽の管理を行う。また、伝新城跡東側尾根の伐採・剪定を進め、堀切及び竪堀の遺構の視認性を高める。</li> <li>伝蔵屋敷跡における樹木の伐採・剪定を進める。</li> </ul>
案内施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>永御蔵番所を、古麓城跡のガイダンス施設として位置づける。</li> <li>春光寺東側の駐車場に設置されている古麓城跡の説明板を更新する。</li> <li>春光寺東側の駐車場及び古麓城登り口に案内サインを、遊歩道上の要所に説明板及び誘導サインを設置し、見学者を遺構等に誘導する。</li> </ul>
管理施設及び 便益施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイダンス施設として春光寺に移築されている永御蔵番所を活用する方向で検討する。</li> <li>伝新城跡の展望所の整備を行う。既存の施設を改修または撤去し、遺構の保存に配慮した上で、新たに説明板・東屋・トイレ・ベンチ等を設置する。</li> <li>廃止されたアスレチック施設の撤去を進める。</li> </ul>
公開活用及びそのための 施設に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝新城跡の指定範囲外に所在する展望広場を、遠足等で活用する。</li> <li>AR等を用いて楽しみながら史跡を学ぶことができる整備を行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>古麓城跡のリーフレットを作成し、刊行する。</li> </ul>







城跡地区区分

Table.09 古麓城跡の地区区分ごとの整備方針

地区区分	保存活用計画における位置づけ	整備方針
伝新城跡地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>古麓城跡の本質的価値を構成する要素である堀切や竪堀、建物跡等の遺構が現に存在し、または想定される範囲であり、遺構の保存を前提として確認調査等の成果に基づく保存活用整備を進めていく地区である。特に、伝新城跡地区は古麓城跡内で最も規模の大きい堀切と竪堀による組み合わせで城跡の南北を遮断しており、築城及び防御に係る普請（土木）量を体感できる地区である。</li> <li>城跡の一角には、人工的な遺構を確認することはできないが、自然の地形を活かした城郭としての防御機能を有すると認められる範囲も含まれる。伝新城跡地区は古麓城跡の中心となる城跡であり、展望所等の施設が整備されている。一部は国有林野に含まれている。</li> <li>地形の保存を前提として確認調査等の成果に基づき、大規模な堀切と竪堀の整備を進める等、保存活用整備を進めていく地区である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>堀切や竪堀、曲輪、土塁、切岸等、土造りの遺構の保全を図るため、主要な遺構については盛土で保護した上で芝張り等を行う。</li> <li>来訪者の安全を確保しつつ快適性の向上を図るため、既存の遊歩道の欄干等の修繕、改修・整備を進める。遊歩道の改修・整備前に発掘調査を行い、遊歩道の改修・整備が遺構等の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼすことがないように実施する。</li> <li>各所において確認調査を実施して登城口を確定し、その整備を検討する。また、眺望を確保するため、最小限の伐採を行う。</li> <li>説明板の充実を図るとともに、デジタル技術を活用して、遺構を体験できるような整備を検討する。</li> </ul>
伝丸山城跡地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>古麓城跡の本質的価値を構成する要素である堀切や竪堀、建物跡等の遺構が現に存在し、または想定される範囲であり、遺構の保存を前提として確認調査等の成果に基づく保存活用整備を進めていく地区である。</li> <li>人工的な遺構を実見することや確認することはできないが、自然の地形を活かした城郭としての防御機能を有すると認められる範囲も含まれる。地形の保存を前提として確認調査等の成果に基づく保存活用整備を進めていく地区。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構の保全を図るため、主要な遺構については盛土で保護した上で芝張り等を行う。</li> <li>遺構等の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼすことがないように、既存の遊歩道の改修・整備を進める。</li> <li>眺望を確保するため、最小限の伐採を行う。</li> <li>説明板の充実を図るとともに、デジタル技術を活用して、遺構を体験できるような整備を検討する。</li> </ul>
伝鷹峯城跡地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>古麓城跡の本質的価値を構成する要素である堀切や竪堀、土橋、建物跡等の遺構が現に存在し、または想定される範囲であり、遺構の保存を前提として確認調査等の成果に基づく保存活用整備を進めていく地区。</li> <li>人工的な遺構を実見することや確認することはできないが、自然の地形を活かした城郭としての防御機能を有すると認められる地区。一部が国有林野に含まれており、急峻な地形が顕著である。</li> <li>伝鷹峯城跡地区は、急峻な地形等、山城特有の地形の保存を前提として確認調査等の成果に基づき、安全面に配慮しながら、可能な範囲で保存活用整備を進めていく地区である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構の保全を図るため、主要な遺構については盛土で保護した上で芝張り等を行う。また、遺構の保全のため、最小限の伐採を行う。</li> <li>急峻な地形のため現地を訪れることが困難であることから、他所と比して説明板の充実を図っていく。</li> <li>デジタル技術を活用して、離れた箇所から遺構を体験できるような整備を検討する。</li> </ul>

地区区分	保存活用計画における位置づけ	整備方針
伝蔵屋敷跡地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>古麓城跡の本質的価値を構成する要素である建物跡等の遺構の存在が想定される範囲であり、居館等が設置されていた可能性もある。</li> <li>遺構の保存を前提として確認調査等の成果に基づく保存活用整備を進めていく地区。</li> <li>現時点では人工的な遺構を確認することはできないが、自然の地形を活かした城郭としての防御機能を有すると認められる地区。地形の保存を前提として、麓居館の立地想定箇所の一つとして確認調査や文献調査等を進めて全容解明に努めるとともに、調査成果に基づく保存活用整備を進めていく地区である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構の保全を図るため、主要な遺構については盛土で保護した上で芝張り等を行い、過去に発生した風倒木の整理を行う。</li> <li>既存の説明板や標木の更新を行い、充実を図っていく。</li> <li>デジタル技術を活用して、離れた箇所から遺構を体験できるような整備を検討する。</li> </ul>
本来保護すべき範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構と、自然の地形を活かした城郭としての防御機能を有すると認められる自然地形の保存を前提として、現在の景観を保全していく地域。遺構の保存と、現状の土地利用との両立を図る必要がある。伝新城跡、伝丸山城跡、伝鷹峯城跡のうち国史跡に指定されていない範囲と、伝飯盛城跡全域が該当する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者の理解を得ながら、将来の国史跡追加指定を目指す。</li> <li>デジタル技術を活用して、現地に行けなくても城跡の縄張りや遺構を体験できるような整備を検討する。</li> </ul>